



埼玉県報

第716号
令和8年(2026年)
5月7日
木曜日

目次

告示

- 川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧(環境政策課)
- 川島農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 川越都市計画区域区分の変更(都市計画課)

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、川島町から川島町の区域内において行われる川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川島町まち整備課

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

坂戸市環境政策課

二 縦覧の期間

令和八年五月七日（木）から令和八年五月二十一日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

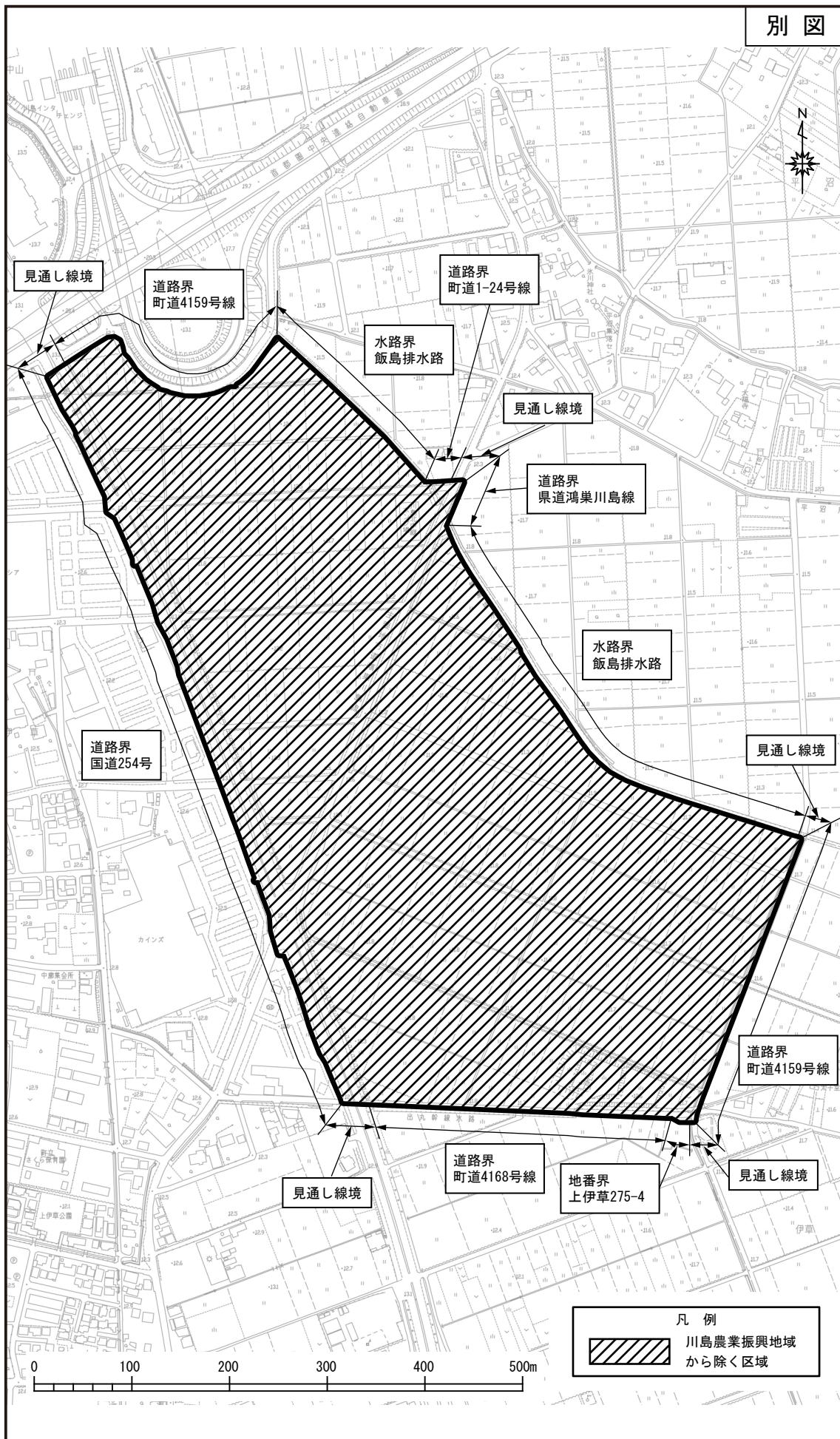
埼玉県告示第三百三十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、川島農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和八年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

別図



告 示

埼玉県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕